

神奈川県

感染症拡大防止事業補助金（第3次）

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、感染症拡大防止のために要する費用の一部を補助する「感染症拡大防止事業補助金（第3次）」の公募を、1月20日から開始します。これにより、より多くの事業所で取組を促進し、感染症拡大による県内経済の下振れリスクの軽減を目指します。



公募期間	申請方法
令和4年1月20日（木）～ <u>2月18日（金）</u>	郵送のみ（2月18日（金）消印有効）

※受付は先着順です。公募期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。受付状況は随時ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

※補助金の交付決定日から令和4年3月31日（木）までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
感染症の拡大を防止する事業	遮蔽物、換気設備、加湿器、CO ₂ 濃度測定器、空気清浄機、非接触体温計、サーモカメラ、タッチレスディスペンサーの導入	補助対象経費の3/4以内	100万円

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

※下記のいずれかに該当する事業者は申請できません。

- ・「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- ・「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」又は「感染症拡大防止事業補助金（第2次）」の交付決定を受けた事業者。

（参考）感染防止対策取組書



4 補助対象経費（限定列举）

感染症拡大防止のために神奈川県内の事業所に導入する下記の経費のみが対象となります

補助対象経費(以下に記載の経費限定です)

遮蔽物:アクリル板、パーテーション、透明ビニールシート

換気設備[各1台]:換気扇設置工事、全熱交換器設置工事(+エアコン)、新たな窓枠設置工事、換気機能内蔵エアコン設置工事、扇風機(又はサーキュレーター)

その他[各1台]:加湿器、CO₂濃度測定器、空気清浄機、非接触体温計、サーモカメラ、タッチレスディスペンサー

※「遮蔽物」以外の補助対象経費については、神奈川県内の1事業所につき各1台まで申請が可能です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和4年3月31日(木)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和4年3月31日(木))までに「機器の設置又は工事」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和4年4月1日(金)以降に「機器の設置又は工事」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

5 主な申請要件（その他の申請要件は、公募要領をご確認ください。）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための事業であること
- (2) 補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- (3) 県ホームページの「事業所登録・発行フォーム」に登録し発行された「感染防止対策取組書」を事業所の店頭等に掲示していること
- (4) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること（行政庁の許可等が必要な業種の場合）
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づく措置を講ずる必要がないこと

6 補助金の交付決定等

受け付けた交付申請については、申請要件に合致するか等の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

7 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（機器の設置又は工事及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和4年4月11日(月)【消印有効】です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い(振込み)ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先

神奈川県感染症対策補助金班

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル 5階

受付時間：平日9時から12時まで/13時から17時まで

電話番号 (080)7654-1148, (080)7654-1162, (080)7654-1172, (080)7654-1189, (080)7654-1235
(080)7654-1254, (080)7654-1289

ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r3_kansen-boushi3.html